催しや講座など、申込方法の記載がない場合は直接会場へおいでください。

スポーツ

※申込方法等の詳細は、各施設へお問い合わせいただくか、各HPをご覧ください。

東京家政学院大学のテニスコートを貸し出しています

同大学のテニスコート(2面・砂入り人工芝)を、近くにお住まいの方へ貸し出しています。利用には団体登録が必要です。

対相原町・小山町・小山ヶ丘在住の18歳以上の方を代表とした、相原町・小山町・小山ヶ丘在住の方を半数以上含む5人以上でスポーツ保険に加入している団体申登録申請書(スポーツ振興課〔市庁舎10階〕で配布、市HPでダウンロードも可)に記入し、110円切手(登録証送付用)を同封のうえ、直接または郵送でスポーツ振興課へ/後日登録証を送付します。

●団体登録後の利用方法 従来の往復ハガキから、メールで受け付けすることになりました。開放時間等の詳細は、市HP(右上記二次元コード)をご覧ください。

町田の地図情報を確認するならこちら!

「地図情報まちだ」

問土地利用調整課☎724-4254

地図情報まちだでは、町田市の都市計画(用途、建ぺい率)、道路(建築基準法道路種別、道路網図)、町内会・自治会区域図、赤ちゃん・ふらっとのほか、さまざまな情報を地図上で検索することができます。左下記二次元コードからご覧ください。

開放日土・日曜日(除外日も有り)場東京家政学院大学(相原町)申件名「町田市スポーツ振興課・東京家政学院大学テニスコート予約申し込み」と書き、利用希望日時(4単位まで)・団体登録番号・代表者名を明記し、利用を希望する月の前月10日までにメールでスポーツ振興課(✉mcity7340@city.machida.tokyo.jp)へ。日時決定の連絡は、送信メールアドレス宛てに返信します。

問スポーツ振興課☎724-4036

鶴間公園

●オプションレッスン(テニス)

対16歳以上の方日毎週火・水・木・金曜日、午前10時50分～11時20分定各6人(申し込み順)費1100円申直接または電話で同公園へ。

問同公園☎850-6630

小野路公園

●①初心者ヨガ定期教室②初心者ピラティス定期教室

対18歳以上の方(高校生を除く)日1月16日～3月13日の木曜日、①午前11時～午後0時15分②午後1時30分～2時45分、各全9回講①全米ヨガアライアンス(RYT200)取得・衣川里佳氏②IBMA認定ピラティスベーシックインストラクター取得・小口里子氏定各15人(申し込み順)費各9000円申電話で同公園へ(同公園HPで申し込みも可)。

問同公園☎737-3420

市立室内プール

●キッズダンスA・B・C

対A＝4～6歳、B＝小学生男子、C＝小学生女子日2月4日～3月25日の火曜日、午後4時～7時30分(A＝45分間、B・C＝各1時間)、各全8回定A＝10人、B・C＝各20人/抽選費A＝4800円、B・C＝各6400円申往復ハガキに必要事項を明記し、1月14日まで(必着)に同プールへ。

問同プール☎792-7761

サン町田旭体育館

●定期参加教室～脳トレ&筋トレ体操

対40歳以上の方日1月8日～3月19日の水曜日、午前10時30分～11時30分、全11回定10人(申し込み順)費7700円申1月4日から直接または電話で同館へ。

問同館☎720-0611

情報コーナー

●東京都水道局～災害時の断水に備えましょう

災害により断水したときは、災害時給水ステーション(給水拠点)で水をお配りします。1人3リットルを目安にお配りしますので、水を入れる清潔な容器(ポリタンク等)と、それを運ぶためのカートやリュック等をお持ちください。背負えるタイプの給水袋も便利です。もしもの時のため、近くの災害時給水ステーション(給水拠点)を確認しましょう。近隣自治体の同ステーションも利用できます。同ステーションの一覧は、右記二次元コードをご覧ください。

問東京都水道局お客さまセンター☎0570-091-100(ナビダイヤル)、☎042-548-5110

●東京労働局～東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は時間額1163円に改正されました。都内で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます問同局労働基準部賃金課☎03-3512-1614、東京働き方改革推進支援センター☎0120-232-865

●福祉輸送サービス共同配車センター～あいちゃん号運転手募集

あいちゃん号は、単独で公共交通機関を利用できない移動困難者を対象にした、ボランティアの方が運転する道路運送法の福祉有償運送事業です。基準により謝礼をお支払いします。詳細はお問い合わせください対普通自動車第二種運転免許または普通自動車第一種運転免許を所持しており、所定の講習を受講可能な方問同サービス共同配車センター(運行団体＝町田ハンディキャブ友の会)☎721-5721

ペットの飼育マナーを守りましょう

問生活衛生課☎722-6727

犬や猫の飼育マナーに関する相談が多数寄せられています。ペットを飼う際は、地域社会との調和を考え、近隣への配慮を忘れないようにしましょう。

詳細は市HP(右記二次元コード)をご覧ください。

【犬に関すること】

○フン・尿の後始末を忘れずに

トイレは散歩前にするようにしつけましょう。散歩中にしてしまったフンは必ず持ち帰り、尿はペットボトル等で持参した水で洗い流してください。

○犬を放してはいけません

犬をリードでつながずに散歩させることは、東京都の条例で禁止されています。犬が人を咬(か)んでケガをさせてしまう事故が近年増加していますので、公共の場所ではリードを短く持ち、犬を制御できる人が散歩させましょう。

○むだぼえをさせないようにしつけましょう

犬はうれしい時や悲しい時にほえますが、必要以上にほえる場合は、必ず原因があります。原因を探り、近隣への迷惑にならないように、根気よく愛情を持ってしつけましょう。

【猫に関すること】

○手術をして屋内で飼いましょう

飼い猫には、生後約半年ごろを目安に去勢・不妊手術を施しましょう。屋外に出すことで病気の感染リスクや、交通事故のリスクが高くなります。また、他人の敷地でフンをして迷惑をかけることもあります。近隣に迷惑をかけないためにも、飼い猫は屋内で飼うようにしましょう。

余ってしまったお歳暮は、フードドライブにお持ちください

問環境政策課☎724-4379

フードドライブとは、家庭などで余っている食品を集めて、食品を必要としている世帯に届ける活動のことです。昨年12月3日から忠生市民センターで受け付けを開始し、現在市内の公共施設では6か所で受け付けを行っています。皆さんから受け付けした食品は、「フードバンクまちだ(町田市社会福祉協議会)」に集まり、食品を必要としている世帯へと有効活用されています。お歳暮の余りなど、家庭で食べきれない食品や余っている食品がありましたら、お近くの受付場所へお持ちください。受付場所等の詳細は、市HP(右記二次元コード)をご覧ください。

受け付けできる食品次のすべての条件を満たすもの ①賞味期限が明記されており、2か月以上ある②未開封である③常温で保存できる

※アルコール類、生鮮品は受け付けできません。

※お米や砂糖、塩などは賞味期限の記載がない場合も受け付けしています。

まちだで好きを続ける

まちだの魅力をサイトで発信中 町田市シティプロモーションサイト「まちだで好きを続ける」

問広報課☎724-2101

「くらす」「はたらく」「たのしむ」をテーマに、市に縁(ゆかり)のある方々へのインタビューや、おすすめスポット等に関する記事を定期的に公開しています。

町田に関わる方が「自分らしく過ごすまち」を体現する様子をご本人の言葉をもとに記事にし、市の魅力を体感・共感できるサイトになっています。町田に関わりのある著名人を紹介する「Special」コラムや、FC町田ゼルビアのコラム「LET'S GO! ZELVIA!」も好評です。

同サイトは、右下記二次元コードからご覧いただけます。

今後も、町田に住んでよかった、町田に行ってみたい、住んでみたいと思えるような魅力を町田に関わる皆さんとともに発信していきます!